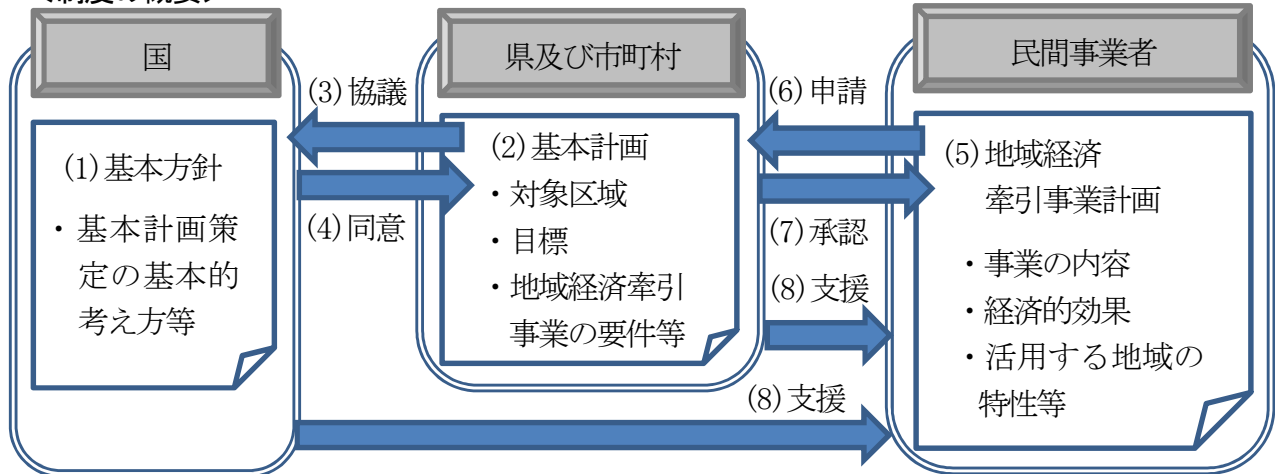


地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは

平成 29 年 7 月 31 日に施行された「地域未来投資促進法」では、県及び市町村が策定した基本計画に基づき、地域の事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県の承認を受けることで、先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置などの支援措置を受けることが可能となります。

<制度の概要>



主な支援措置

1 課税の特例

先進的な事業に必要な設備投資に対する減税

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%
建物・附属設備・構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

【課税の特例要件】①先進性を有すること

②総投資額が2,000万円以上であること

③前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
(地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)

④対象事業の売上高伸び率(%) ≥ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5%かつ対象事業の売上高伸び率(%) がゼロを上回ること

【上乗せ要件】⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること

2 ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

複数の中小企業・小規模事業者等が連携して行う事業における設備投資を支援

3 日本政策金融公庫による融資制度

※ このほか、神奈川県独自の支援措置として、中小企業制度融資において、地域経済牽引事業計画を実行する中小企業の方を対象とした地域未来投資促進対応融資があります。